

令和
五條市議会第一回三月定例会会議録(第一号)
七年

令和七年二月二十八日(金曜日)

議事日程(第一号)

令和七年二月二十八日(金曜日) 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の施政方針と提出議案の説明
- 第四 監査報告
- 第五 議第十八号 五條市起業家支援施設条例の廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番	仲山
二番	山本
三番	直樹
四番	勝啓
五番	嘉嗣
	吉田

欠席議員（なし）

説明のための出席者

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪本
龍雄	美子	雅範	耕司			佳孝
	恵					秀

市長	副市長	教育長	理事	技監	市長公室長	総務部長	危機管理監	すこやか市民部長	あんしん福祉部長	産業環境部長	都市整備部長
平岡	福塚	井上	石田	原田	西本	櫻本	平己	馬場	谷口	池嶋	上井
清彦	勝彦	恵充	茂人	豊彰	久雄	茂樹	富長	由子	久美		
司	彦	充	人	彰	雄	樹	長	子	美	晶	朗

事務局職員出席者

代表監査委員	河 戸	村 野	康	友 哲
総務部次長・財政課長事務取扱	柴 田	裕 彦		
水道局長	柴 田	林 淳	裕 彦	
会計管理者	柴 田	林 淳	裕 彦	
大塔支所長	柴 田	林 淳	裕 彦	
西吉野支所長	柴 田	林 淳	裕 彦	
教育部長	柴 田	林 淳	裕 彦	
岡 名	迫 雅	民 浩	長 浩	
久 保	辰 巳	神 農	番 匠	中 嶋
事務局次長	久 保	辰 巳	神 農	番 匠
事務局総務係長	久 保	辰 巳	神 農	番 匠
事務局係員	久 保	辰 巳	神 農	番 匠
速記者	久 保	辰 巳	神 農	番 匠

午前十時開会

○議長（岩本 孝）ただいまから、令和七年五條市議会第一回三月定例会を開会いたします。

本日、令和七年五條市議会第一回三月定例会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会には、令和七年度各会計予算をはじめ、多数の議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

この際、申し上げます。会議記録及び市議会だよりG O J O並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせます

ので、御了承願います。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

市長から議会招集の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）おはようございます。

議会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和七年五條市議会第一回三月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、平素は市政の発展と市民生活の向上に精力的に御活躍をいただいておりますことに対し、衷心より敬意を表するものでございます。

さて、本市は今年、合併二十年を迎え、平成十七年の新市制誕生の際には三万八千人余りいた人口も、令和六年十二月末では二万六千九百人と二万七千人を割り込み、少子高齢化、人口減少が進み、地域の活力低下が懸念されます。これからも直面している課題にしっかりと向き合い、関係各位の御協力を賜りながら、住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

さて、本定例会には、令和七年度各会計予算をはじめ、条例の改正、一般会計補正予算案など、重要案件を提出しておりますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位には、健康には御留意をいただき、ますますの御活躍を賜りますようお願いを申し上げます。平素のお礼と議会招集の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（岩本 孝）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（久保雅彦）命により、私から御報告を申し上げます。

まずは、奈良県市議会議長会でございます。去る二月二十日、奈良市におきまして、令和六年度第四回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の宇陀市議会多田議長から開会の挨拶があり、続いて、第三回議長会以降に正副議長及び事務局長に就任された樞原市議会白井卓也議長、西岡次郎副議長、本市の岩本孝議長、谷勝啓副議長、香芝市議会中村良路議長、筒井寛副議長、高垣和寛事務局長及び前回まで

に紹介できなかった桜井市議会工藤敏太郎副議長の紹介がありました。

会議では、諸報告として事務報告及び会議出席報告が行われ、それぞれ了承されました。

続いて協議事項として、令和七年度奈良県市議会議長会事業計画案、令和七年度奈良県市議会議長会会計予算案、令和七年度役員割当て案について協議が行われ、いずれも原案どおり了承されました。

最後に、令和七年度奈良県市議会議長会の国への要望活動について、提出者の香芝市議会中村議長から説明があり、会議は閉会いたしました。

次に、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、監査委員から一般会計、特別会計、各基金及び歳入歳出外現金、水道事業会計並びに下水道事業会計の令和六年十一月分から令和七年一月分までの例月現金出納検査の結果報告が提出されております。

なお、会議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと存じます。以上を御報告申し上げます、諸般の報告といたします。

○議長（岩本 孝） 以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（岩本 孝） この際、御報告申し上げます。

さきの令和六年第四回十二月定例会以降の閉会中、会議規則第百六十七条第一項ただし書の規定により、議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては、事務局で保管いたしておりますので、後刻、御清覧願います。

○議長（岩本 孝） 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。

「「なし」の声あり」

○議長（岩本 孝） これより、日程に入ります。

○議長（岩本 孝） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

九番	山	口	耕	司	議員	
十番	吉	田	雅	範	議員	
十一番	藤	富	美	恵	子	議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（岩本 孝）次に、日程第二、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、去る二月二十一日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、さきに御通知申し上げましたとおり、本日から三月二十六日までの二十七日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。よって、会期は本日から三月二十六日までの二十七日間と決しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げたとおりであります。

○議長（岩本 孝）次に、日程第三、市長の施政方針と提出議案の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和七年五條市議会第一回三月定例会の開催に当たり、令和七年度の市政運営の基本方針と主な施策をお示しし、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、令和七年は、昭和百年という節目の年になります。昭和という時代は、我が国にとって、戦後の復興から高度経済成長を遂げ、平成ではバブル景気と崩壊、令和に入ると新型コロナウイルスの流行など、様々な出来事が私たちの生活や価値観に影響を与えてきました。令和を生きる今、私たちは、少子高齢化による人口減少や人口構造の変化、地域社会の変化、地球規模での環境問題など、様々な社会問題に直面しており、将来を見据えたまちづくりを進めていかなくてはなりません。

また近年、全国各地で大規模な自然災害が頻発しており、さらに危機意識を高め、災害への備えを強化するとともに、過去の教訓を生かし、

消防体制の強化や地域の防災力など、災害対応力の一層の向上を図っていく必要があると考えます。

本年、五條市長として三年目を迎えますが、今後も市民の皆様の声に耳を傾け、市民の皆様の幸福と安心して暮らせる五條市の実現を目指して、迅速かつ着実に各施策に取り組んでまいります。

それでは、令和七年度の主な施策につきまして、五條市ビジョンに沿って御説明を申し上げます。

「第一條 子どもを育てたいまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

初めに、就学前教育・保育についてであります。

ゼロ歳から十五歳までの切れ目のない、学び・育ちの連続性を重視した教育・保育の実現に向けた取組を進めております。現在、就学前教育・保育に対し、多様化する就学前教育・保育ニーズに対応するとともに、柔軟かつ効率的な認定こども園の運営に向け、民間活力を活用した公私連携幼保連携型認定こども園への移行を目指しております。

令和八年四月に開園予定の公私連携幼保連携型認定こども園で実施する独自のサービス等施設運営について、保護者代表、公私連携法人、五條市で組織する三者協議会を設置し、施設運営について協議を行います。「こどもまんなか社会」の実現に向け、家庭、地域、認定こども園、小学校、行政等が連携し、就学前教育・保育の質の向上に向けた取組を積極的に進めてまいります。

次に、子育て支援といたしまして、次代を担う子供たちが健やかに成長することができるよう、乳児家庭に紙おむつを届ける、すくすく子育て定期便を引き続き実施します。市職員が御家庭を訪問し、子育てに関する悩みや困り事の相談に早期対応するなど、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。また、近年増加しつつある児童虐待等への対応及び予防に取り組んでまいります。

次に、学校教育についてであります。

物価高騰への一時的な対応措置だけではなく、子育て支援の充実という観点も踏まえ、奈良県内の十二市で初めて、公立小・中学校の学校給食費を令和六年四月から無償化しているところですが、令和七年度も引き続き実施してまいります。また、「夢・志」教育プラン具現化事業として、市内の公立中学校に自転車で通学する生徒の保護者に対し、令和七年度に新たに通学用自転車購入費補助金を交付し、経済的な負担の軽減を図ってまいります。

次に、学校環境改善事業についてであります。

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であることから、安全・安心な教育環境を確保することが重要であるため、環境改善事業を令和六年度から五か年計画で順次実施しております。令和七年度は、牧野小学校の男女児童用トイレの洋式化工事、五條小学校

のエレベーター設置工事、五條市立中・高等学校四校の特別教室のエアコン整備、さらに五條市立小・中・高等学校における施設内の照明器具のLED化を実施する予定としております。

次に、西吉野農業高校魅力化推進事業についてであります。

「土に学び、土で育つ」をコンセプトに『農業の担い手』を目指す実学重視の教育方針の下、令和三年四月に開校した市立西吉野農業高等学校も四年が経過しようとしております。農業教育の高度化等に関する学習を積み重ねた結果、農業クラブ活動の全国大会の出場などの成果を果たすに至りました。引き続き、地域住民・法人や市の関係部署と連携をしながら、広く社会や地域の発展に貢献できる人材を育成してまいります。

次に、中学校における休日の学校部活動の地域移行事業についてであります。

令和八年度からの運用に向け、実証事業での検証等を行うとともに、他市町村の事例など踏まえながら進めているところです。

次に、不登校・いじめの対策についてであります。

学校や関係機関と連携し、教育相談カウンセラーも加わりながら、子供たちの小さなSOSを見逃さず、一人一人に寄り添った対応により、いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止や早期解決に努めてまいります。

次に、「第二條 安心して定住できるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

初めに、物価高騰に係る生活支援対策についてであります。

市民の生活・暮らしを支援するため、一月の臨時会にて御承認をいただきました住民税非課税世帯に対し三万円を、非課税世帯のうち子育て世帯の子供一人当たり二万円を支給する給付事業を進めています。また、市民生活と市内事業者を支援するため、市内の事業所で使用可能な地域振興券を交付します。早期に支給すべく、現在、取組を進めています。引き続き、物価高騰に係る支援対策に取り組んでまいります。

次に、高齢者支援の充実についてであります。

高齢化が進む中、「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまち」を目指す姿勢とし、特に介護予防事業に重点を置き、次年度に向けて、身体機能の維持向上と認知症予防を目的とした運動教室等の開催を新たに計画し取り組んでいきます。

また、生活困窮世帯等への支援、障害福祉の充実等、専門職を中心に各医療機関等と連携、相談業務を強化し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に取り組んでまいります。

次に、移住定住の取組についてであります。

東京圏からの移住者呼び込むための「移住支援金」や、東京圏の大学を卒業した学生が本市内に移住し、県内で就職することを支援するための「地方就職支援金」を、引き続き国・県と連携して実施してまいります。

また、奨学金返還を支援する補助制度を創設し、就労初期における経済的な負担の軽減を図り、若者の転出抑制や結婚、出産の希望をかなえ、本市への定住促進につなげてまいります。

次に、予防接種事業についてであります。

四月から带状疱疹の定期予防接種を開始いたします。带状疱疹は、免疫力が低下した時に、体内に潜伏したウイルスが活性化し、皮膚に痛みやかゆみを伴う発疹が帯状に現れるもので、発症率の高い高齢者を対象に予防接種を実施してまいります。

次に、消防・防災体制の充実についてであります。

昨年一月一日に発生した能登半島地震に続き、八月には南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が初めて発表され、今後三十年以内に南海トラフ地震が発生する確率も「八〇％程度」に引き上げられたところです。

このような中、本市においても、南海トラフ巨大地震では甚大な被害が予想されるため、日頃からの備えを啓発し、自助、共助、公助それぞれを強化することが求められます。このため、自主防災組織への支援や避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進のほか、指定避難所の機能向上施策の推進、消防団本部機能や災害時の炊き出し、災害対応資機材や物資の備蓄保管庫等を備えた防災関連（災害対応）施設の整備に向けた準備を進めてまいります。

消防については、消防団の機能充実のため、ドローンの導入を行うとともに、現消防車両の更新や屯所整備に取り組んでいくとともに、さきの住宅密集地における火災事案を踏まえ、有事における効果的な現場活動に向けて、常備消防とのさらなる連携強化に努めてまいります。

次に、県が本市に防災拠点として検討している五條県有地につきましては、南部中核拠点として整備していくことが、「災害応急対策（防災拠点）検討部会」において承認され、二月十七日の県による地元説明会で、知事から地元要望を踏まえ、県消防学校を五條市の県有地に転し一体的に南部中核拠点として整備する方針が示されました。今後、県が策定する「南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画」において示される、より具体的な整備方針等について、地元と連携をしながら対応してまいります。

次に、陸上自衛隊駐屯地誘致についてであります。

昨年は、知事が県内への陸上自衛隊駐屯地誘致要望を四年ぶりに再開しました。本年も、奈良県及び県南部三町八村との連携を密にして、防衛省・自衛隊への誘致要望を継続する等、粘り強く活動を継続してまいります。あわせて、五條市民の誘致機運醸成についても、防衛協会

五條支部と連携して図ってまいります。

次に、地域公共交通対策事業についてであります。

昨年度から実施しておりますゴーちゃんバス・ゴーちゃんタクシー利用者負担額を百円に軽減することについては、物価高騰の状況等を鑑み、令和七年度においても引き続き実施することとし、市民の外出の促進につなげてまいりたいと考えております。

また、昨年度に各地域で実施しました地域公共交通に関するワークショップでの意見や課題等を踏まえ、より地域のニーズに合った地域公共交通の実現に向け、市民の皆様の意見を聞きながら、より具体的な改善に取り組んでまいります。

次に、川とふれ合う空間づくり事業についてであります。

今後、事業用地を取得し、吉野川・二見地区周辺の地域住民や地域団体、国などの関係機関と連携して取り組み、地域資源の新たな可能性を発掘し、さらなる地域の活性化に向けて取り組みます。

次に、上野公園改修整備事業についてであります。

令和十三年に開催される第八十五回国民スポーツ大会の競技会場となる野球場施設のフェンス及び防護マット等の設置改修を予定しています。

次に、「第三條 地域資源を生かした産業のまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

初めに、中心市街地の活性化事業についてであります。

これまでに、「五條市のまちづくりに関する基本合意」を基に、市民の意見を取り入れながら「中心市街地の活性化・にぎわい創出のためのまちづくりプロジェクト」を策定いたしました。この構想に基づき、旧イオン五條店敷地周辺に、民間商業施設と連携した図書館機能を中心とする公共複合施設である（仮称）五條市市民交流施設の整備を公民連携で進めているところです。

当該施設は、中心市街地における市民の交流や広域的な集客を生み、本市のにぎわい創出の核となる重要な役割を担う施設と位置づけられます。民間事業者と協働で効率的かつ効果的に設計・建設等を行うとともに、よりよい市民サービスを提供する施設となるよう、整備に取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税についてであります。

本市における令和六年度のふるさと納税額は、昨年十二月末までで約二億五千万円となっており、毎年最高額を更新しています。ふるさと納税を、全国の方に本市の魅力を知っていただく好機と捉え、今後も、地場産品はもとより、市内での体験型返礼品のより一層の充実を図つ

てまいります。また、旅行雑誌への掲載や、新規ふるさと納税ポータルサイトの追加など、今後も寄附額の増額に向けた取組を進めてまいります。

次に、にぎわい創出事業についてであります。

過疎化が進行する中、関係人口の創出や地域産業の活性化に資するため、新庁舎や吉野川河川敷でのイベントを引き続き実施してまいります。

次に、大阪・関西万博についてであります。

四月十三日からの半年間、大阪夢洲で万博が開催されるに当たり、県と市町村、民間事業者が一体となり、会場催事や誘客に取り組めます。四月は関西パビリオン多目的エリア、九月は河瀬直美監督プロデュースのパビリオンにブースを出展し、国内外から訪れる来場者に五條市の豊かな自然や深い歴史、特産品をPRすることで、産業と観光の振興を図ってまいります。

次に、農林業の振興についてであります。

全国的に農業の担い手不足や、それに伴う耕作放棄地の増加が問題となる中、地域の意見を反映させた「地域計画」を作成し、現在・未来の農地の在り方の見える化を行い、中心経営体や集落営農組織への集約を図りながら、地域農業の振興及び新規雇用就農者応援など、後継者育成に引き続き取り組んでまいります。

本市の基幹作物である柿については、さらなる消費拡大に向け、今後も大都市圏でのPRを実施し、日本一の柿のまち奈良県五條市の認知度向上に向け、積極的なトップセールスを行ってまいります。

また、森林整備事業については、森林環境譲与税を活用した新たな事業として、森林への道の整備や架線集材普及促進など、林業の振興及び担い手育成にも引き続き取り組んでまいります。

次に、文化財の保存活用についてであります。

重伝建地区保存事業につきましては、五條新町重伝建地区内の伝統的建造物等の修理・修景整備、防災・防犯設備の更新等に対する補助や支援を引き続き行い、保存地区の景観の維持・回復と活性化を推進してまいります。

次に、「第四條 南部地域の交流拠点となるまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

生活を支える道路網等の整備として、市道の改良や橋梁点検を行い、長寿命化に向けた補修・補強工事を計画的に進めるとともに、通学路の安全対策事業を拡充し、児童生徒の利便性の向上に取り組んでまいります。

さらに、スポーツ推進事業といたしまして、令和五年度からスタートした五條市スポーツ体験フェスティバルを、子供から高齢者まで市民の日常生活に気軽にスポーツを取り入れてもらえるよう、認知度の低いスポーツの魅力も紹介しながら進めてまいります。

また、交流の場としてのイベントでもあるチャレンジウォークについても、市内外の方々に本市の魅力をPRするとともに、さらに楽しんでいただけるよう事業内容等の充実に努めて実施してまいります。

次に、「第五條 すべての人が社会参加するまちをつくる」に関する施策について申し上げます。

まず、地方創生の取組についてであります。

国の交付金を活用し、令和四年度から三年間取り組んできた「新庁舎及び旧庁舎周辺を核としたにぎわいづくりによる関係人口創出事業」について、引き続き実施し、さらなるにぎわいづくりによる関係人口の創出・拡大に取り組んでまいります。

次に、地域デジタル推進事業についてであります。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民記録や税務など住民情報を扱う二十の業務について、国が定める標準準拠システムへの移行等に向け、昨年度から作業を進めております。移行期限である令和七年度末までの完了に向け、関係システムとの連携等を考慮しながら引き続き事業を進めてまいります。

次に、大塔ふれあい交流館についてであります。

現在休館となっている大塔ふれあい交流館について、大塔町の防災機能の強化及び地域の活性化を図るため、今年夏の再開に向け施設整備等を行い、災害時の避難場所として、また地域住民の交流の場として活用を図ってまいります。

施政方針は、以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について説明を申し上げます。

まず、報第一号 専決処分の報告について（五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正）につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第二号 専決処分の報告について（地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）につきましては、一

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第二十条による、地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、議第三号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、議第二号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例を制定するものであります。

次に、議第三号 五條市議会議員及び五條市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定につきましては、公職選挙法第百七十二条の二の規定による選挙公報を発行するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきましては、令和六年八月八日の人事院勧告を受けた一般職の国家公務員の給与法改正に伴う特別職の国家公務員給与法改正に準じ、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第六号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、五條市地域審議会条例が令和七年三月三十一日に失効することに伴い、地域審議会委員の報酬等に係る規定を削るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、令和六年八月八日の人事院勧告を受けた一般職の国家公務員の給与法改正に伴う特別職の国家公務員給与法改正に準じ、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第八号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、令和六年八月八日の人事院勧告を受けた一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、一般職の職員等の給料及び手当等について、所要の改正を行うため、本条例等の一部を改正するものであります。

次に、議第九号 職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴う、国家公務

員退職手当法の改正に準じた所要事項の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十号 ふるさと五條市応援基金条例の一部改正につきましては、企業からの地方創生応援税制の対象となる寄附を、ふるさと五條市応援基金に積立てできるよう規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十一号 五條市就学指導委員会条例の一部改正につきましては、委員会の名称を五條市就学指導委員会から五條市教育支援委員会に改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十二号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十三号 五條市下水道条例の一部改正につきましては、市水道事業が奈良県広域水道企業団に移行することに伴い、五條市下水道条例の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十四号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十五号 五條市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、基金または指定法人が市町村に支払う退職報償金の区分に、「三十五年以上」区分が追加されるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十六号 五條市立老人憩の家条例の廃止につきましては、五條市立老人憩の家が令和七年三月三十一日をもって閉館するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十七号 五條市大塔赤谷オート・キャンプ場条例の廃止につきましては、平成二十三年災害により施設が滅失し、砂防施設事業が完了したことから条例を存置する必要がなくなったため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十八号 五條市起業家支援施設条例の廃止につきましては、地域経済の発展及び観光振興に寄与することなどの施設設置に係る趣旨を達成しつつ、民間手法による施設運営の効率化及びにぎわい創出をさらに促進させるため、規制緩和を目的とし、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十九号 財産の処分につきましては、国土交通省が施工する紀の川改修事業に当たり、五條市上野町二百四十六番九の公園を売

却するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第二十号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止につきましては、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止について関係地方公共団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第二十一号 令和六年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ四億一千五百八十一万五千円を追加し、総額二百二億六千三十四万九千円とする予算の補正及び繰越明許費の補正でございます。

主な内容として、人事異動等に伴う人件費の補正等を追加するもので、財源につきましては、地方交付税等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十二号 令和六年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ二百四十一万九千円を追加し、総額四十億五百八十一万九千円とするものでございます。

内容として、人事異動等に伴う人件費の補正を追加するもので、財源は繰越金を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十三号 令和六年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ九千二百七万円を追加し、総額四十二億六千二百五十四千円とするものでございます。

主な内容として、保険給付費の補正等を追加するもので、財源は国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十四号 令和六年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ二千四百四十一万七千円を追加し、総額六億二千三百二十一万七千円とするものでございます。

内容として、後期高齢者医療広域連合納付金の補正を追加するもので、財源は後期高齢者医療保険料を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第二十五号 令和六年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、収益的支出予算に三千五百三十万円を追加し、総額十二億八千九百五十六万円とする予算の補正でございます。

内容として、人事異動等に伴う人件費の補正及び修繕費の補正を追加するものでございます。

次に、議第二十六号 令和六年度五條市下水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

財源につきましては、下水道事業費用の営業外費用を充当することから、予算の総額に変更はございません。

次に、議第二十七号 令和七年度五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額二百三億円で、前年度比十五億四千万円の増額となっております。

次に、議第二十八号 令和七年度五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額三十八億二千三百三十万円で、前年度比一億八千二百十万円の減額となっております。

次に、議第二十九号 令和七年度五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百十万円で、前年度比七十万円の減額となっております。

次に、議第三十号 令和七年度五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十一億八千五百十万円で、前年度比六千七百三十万円の増額となっております。

次に、議第三十一号 令和七年度五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額四千七十万円で、前年度比三十万円の減額となっております。

次に、議第三十二号 令和七年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百五十万円で、前年度比三十万円の増額となっております。

次に、議第三十三号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額六億三千四百十万円で、前年度比三千五百三十万円の増額となっております。

次に、議第三十四号 令和七年度五條市下水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、下水道事業収益七億四千二百十二万九千円に対し、下水道事業費用七億三千七百六十三万円を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では、資本的収入二億五百八十二万二千円に対し、資本的支出五億四千七百四十一万四千円であります。

なお、資本的収支不足額三億四千五百九十九万二千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、同第一号 五條市公平委員会委員の選任につきましては、五條市公平委員会委員のうち、山本利恵子委員が令和七年三月三十一日をもって辞職するため、その後任の選任について議会の同意を求めるものであります。

次に、推第一号から推第三号までの人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員のうち、竹原設治委員、坂上圭子委員、堂本操委員が令和七年六月三十日をもって任期が満了するため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（岩本 孝）市長の施政方針と提出議案の説明が終わりました。

○議長（岩本 孝）次に、日程第四、監査報告を求めます。河村代表監査委員。

〔代表監査委員 河村康友登壇〕

○代表監査委員（河村康友）ただいま、議長から発言の許可をいただきましたので、令和六年度監査結果の報告を申し上げます。別冊の令和六年度定期監査及び財政援助団体等監査結果報告書を御覧ください。一ページを御覧ください。

「第一 定期監査」「一 監査の種類」「二 監査対象」「三 監査期間」をそれぞれ記載しております。

次に、「四 監査の方法」につきましては、令和五年十月一日から令和六年九月三十日、歳出予算執行に関する分は、令和六年四月一日から令和六年九月三十日までを監査の範囲として資料の提出を求め実施いたしております。

なお、監査の実施及び結果報告については、五條市監査基準に準拠して行っております。続いて、二ページを御覧ください。

「五 監査の結果」

（一）監査結果の取扱い基準について記載しております。

（二）監査結果につきましては、監査した財務に関する事務の執行等について、監査した限りにおいては、五ページ以降に掲載している「指摘事項」を除いて、おおむね適正に行われておりました。

次に、三ページを御覧ください。

三ページには指摘事項等の件数につきまして、部局別にその件数を一覧表にしております。

次に、四ページを御覧ください。

四ページには、事前に令和六年四月から九月の事務について各部局に事務内容の確認を求め、その報告を受けた事務処理の不備の件数を一覧表にしております。

次に、五ページを御覧ください。

指摘事項のうち、複数の部局において確認された共通事項の内容を記載しております。

なお、詳細については、後刻、御清覧をお願いいたすこととして、項目のみ報告申し上げます。

(一) 切手等の管理について

(二) 契約事務について

○契約書の不備について

○契約手続の不備について

以上が共通項目になります。

続いて、六ページから八ページにつきましては、部局ごとの個別事項を記載しております。後刻、御清覧をお願いいたします。

次に、九ページの「むすび」を御覧ください。

本市の行政運営においては、職員が日々研さんを重ねて真摯に業務に取り組んでいるところではありますが、年々複雑化する事務処理に対応できていない部分も見受けられます。

前年度の定期監査で指摘及び注意を受けた内容を是正することを目的として、令和六年四月から七月までの事務処理について、各部局が設定した方針に基づいて事務が行われているかを検証していただきました。結果、合計で百十二件の不備が報告されました。また、八月から九月末までの事務についても不備の報告が十四件ありました。

この結果と今回の定期監査の指摘事項や注意事項七十七件を合わせると二百三件となり、前年度の二百二件と比較しても事務の改善が図られているとは言い難い状況であります。

しかしながら、各課で半数以上のミスを発見し、必要なものについて修正できたことは、リスク管理という点では成果があったと言えます。今回は監査委員からの指示で検証を行ってもらいましたが、内部統制の観点からも今後は職員が主体となって、定期的に事務内容を検証するなど事務の改善に努めていただきたいと考えております。

令和七年度からは電子決裁も導入され、事務手続も大幅に変更されると思いますが、引き続きマニュアルの見直しや研修などを通じてミスが少なくなるよう取り組んでいただき、決算に向けて支払い遅延や未払い、契約手続の不備などないよう、気を引き締めて事務を行っていただきたい。

市政においては、市独自の施策を含めた五條市のよいところを積極的に外部にPRし、関係人口だけでなく移住する人が一人でも多く増え

るように取り組んでいただきたい。また、若手職員が新たな事業の実現に向けて自主的に取り組んでいることから、そのやる気が成果に結びつくよう、職員間で協力して活気のある職場づくりを行ってもらい、引き続き事業の効率的な推進及び市民の福祉増進に邁進されることを期待いたします。

次に、十ページを御覧ください。

「第二 財政援助団体等監査」の結果について御報告申し上げます。

「一 監査対象」につきましては、

(一) 五條市立民俗資料館の指定管理者である特定非営利活動法人 維新の魁・天誅組における令和五年度指定管理業務。

(二) 当該業務を所管する教育委員会事務局文化財課における指定管理者の指導監督等に係る業務。

「三 監査の方法」につきましては、五條市監査基準に準拠して行っております。

次に、「五 監査の結果」につきましては、五條市立民俗資料館の管理に係る出納その他の事務の執行等について監査した結果、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

なお、事務処理の一部について見られた是正または改善を要する事項並びに意見・要望等は次のとおりであります。後刻、御清覧をお願いいたします。

次に、十二ページ「むすび」の最後の行を御覧ください。

今後は、今回の監査内容を踏まえて両者が連携を強化し、業務等の改善を進め、さらなる市民サービスの向上に寄与されることを期待しております。

以上で、監査結果の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩本 孝） 監査報告が終わりました。

○議長（岩本 孝） 次に、日程第五、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 議第十八号 五條市起業家支援施設条例の廃止について。

○議長（岩本 孝） 提案理由の説明を求めます。池嶋産業環境部長。

〔産業環境部長 池嶋 晶登壇〕

○産業環境部長（池嶋 晶）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第十八号 五條市起業家支援施設条例の廃止につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十五ページ及び六十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、五條市新町にあります起業家支援施設、通称「大野屋」について、地域経済の発展及び観光振興に寄与してまいりましたが、今後、民間手法による施設運営の効率化並びににぎわい創出をさらに促進するために、規制緩和を目的として本条例を廃止するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を令和七年四月一日といたしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩本 孝）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）廃止理由の中でね、規制緩和を目的とした条例廃止ということになっていきますけれども、今までと比べてどのように変わるんですか。規制緩和、緩和やから、今までの規制がなくなることだと思えますけれども、今までの規制はどんな内容で、それがどのようなようになるのか、ちよつと、もうちよつと具体的に説明してください。

○議長（岩本 孝）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）十二番、大谷議員の御説明にお答えいたします。

今までの規制といたしまして、あくまでも起業家支援施設、チャレンジショップとしての指定管理、委託をしていただいております。ただ、この条例を廃止することで、施設使用者を今までより広く応募できると考えてございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）当然、五條市の持ち物で、今後使い勝手がよくなるということで、この条例を廃止した後に、この施設を管理する五條市に相当する条例は一体何なのか、それを教えてもらえますか。

○議長（岩本 孝）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）九番、山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この条例、廃止した後は、普通財産となります。基本的には、使用する方がお決めいただいての使用となります。厳しい規定とか条例というのはいりません。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（岩本 孝）九番、山口耕司議員。

○九番（山口耕司）いわゆる普通財産を使用する規則なりがあつて、それに従つて運営されるということですのでよろしいですかね。

○議長（岩本 孝）池嶋産業環境部長。

○産業環境部長（池嶋 晶）御答弁申し上げます。

議員、お述べのとおりでございます。

以上でございます。

○議長（岩本 孝）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩本 孝）御異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岩本 孝）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、三月一日から六日まで休会とし、次回、七日、午前十時に再開して、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、三月三日の正午までに所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時散会